

広報ひろさき広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報ひろさき（以下「広報誌」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、弘前市有料広告取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の掲載枠及び掲載料)

第2条 広告の掲載枠及び掲載料は、別表1のとおりとする。

2 広告の掲載枠は最終ページを第1号広告換算で1枠分、お知らせページは第3号広告換算で最大6枠分を上限とし、掲載位置は、毎月1日号、15日号ともに最終ページとお知らせページ（中面の特集以外のページ）の最下段とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 最終ページへの第2号及び第3号広告の掲載は、原則として申し込み順に最下段から順に上に掲載する。ただし第2号と第3号が混在する場合は第2号を優先し、最下段から掲載する。

(募集の方法)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、募集する広告の掲載位置、枠数、募集期間等の必要事項を市広報誌、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告の申込み)

第4条 広告掲載希望者は、広報ひろさき広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載希望者の概要のわかる資料及び掲載しようとする広告の案（写真、図表等を含む。電子データ可）を添えて、広告掲載希望号発行の原則40日前まで市長に提出するものとする。

2 申込みは広告掲載号ごととするが、複数号への申込みは認めるものとする。ただし、年度を超える申込みをすることができない。

(広告の決定及び通知)

第5条 市長は、広告掲載希望者から前条の規定による申し込みがあったときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

2 広告掲載希望者の枠数が募集する広告の枠数を超えたときは、次の各号に定める順序により掲載する広告を決定する。

(1) 市内に主たる事業所等を有するもの

(2) 掲載を希望する枠の大きいもの

3 前項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選によりこれを決定する。

4 広告掲載希望者の選定結果は、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出しなければならない。この場合において、版下原稿等の作成経費は、広告主負担とする。

(広告主の責任)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り止め)

第7条 広告掲載希望者の都合により、広報誌への広告掲載を取り止める場合は、広告掲載料納期限の5日前までに、広報ひろさき広告掲載取り止め申出書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

(市ホームページでの取り扱い)

第8条 市がインターネットに公開しているホームページ上に掲載する広報ひろさきには、広告を掲載しないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(実施期日)

この要領は、平成21年11月2日から実施する。

この要領は、平成22年2月15日から実施する。

この要領は、平成22年9月6日から実施する。

この要領は、平成23年1月18日から実施する。

この要領は、平成23年11月18日から実施し、広報ひろさき平成24年1月1日号から適用する。

この要領は、平成24年12月19日から実施し、広報ひろさき平成25年2月1日号から適用する。

この要領は、平成27年1月21日から実施し、広報ひろさき平成27年3月15日号から適用する。

この要領は、平成31年2月6日から実施し、広報ひろさき平成31年4月1日号から適用する。

別表1 (第2条関係)

区分	掲載枠	規格(縦×横)	1回の掲載料(円)			
			お知らせ		最終ページ	
第1号	全 枠	252mm×170mm以内	—	—	1日号	300,000
			—	—	15日号	200,000
第2号	2分の1枠	126mm×170mm以内	—	—	1日号	150,000
			—	—	15日号	100,000
第3号	5分の1枠	45mm×170mm以内	1日号	60,000	1日号	90,000
			15日号	40,000	15日号	60,000
第4号	10分の1枠	45mm×85mm以内	1日号	30,000	—	—
			15日号	20,000	—	—

※1日号は全ページカラー、15日号は全ページ白黒(消費税及び地方消費税を含む)。